

道路特定財源の確保等に関する意見書

道路は、市民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない最も基本的な社会資本であり、各種の交通機能から空間機能にいたるまで、極めて多面的な機能を有しており、多くの市民よりその整備に強い期待が寄せられているところである。

本市においても、広域幹線道路網の整備はもとより、市街地においては幹線道路を中心に深刻な交通渋滞が発生するなど、安全で安心なまちづくりや、活力ある経済活動を確保する上で、道路整備は緊急の課題であり、それに伴う財源を確保することが必要不可欠な状況にある。

このような中、昨年末「道路特定財源の見直しに関する具体策」を閣議決定し、毎年度の予算で道路歳出予算を上回る税収については一般財源化とすることを可能とするような検討が進められており、11月13日に今後の具体的な道路整備の姿を示した「道路の中期計画（素案）」が示されたところである。

国における見直しにあたっては、道路整備の重要性を深く認識し、下記の事項について格段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 地方が真に必要としている道路整備が遅れることがないよう地方の声や実情に十分配慮し、「道路の中期計画」の整備目標が達成されるよう十分な財源を確保すること。
- 2 道路特定財源は、国はもとより地方公共団体にとっても極めて重要な財源であることから、所要の法改正を行い、暫定税率による上乗せ分も含め現行の税率を維持すること。
- 3 地方道路整備臨時交付金は、地方の自主性が高く、地域の実情に応じたまちづくりの推進上、有効な制度であることから、所要の法改正を行い、制度を継続すること。
- 4 道路特定財源については、受益者負担の趣旨を踏まえ、一般財源化など他の目的に使用することなく、全額道路整備財源として確保すること。
- 5 高速道路ネットワークの効率的な活用・機能強化を行うため、高速道路料金の恒久的な引き下げやスマートインターチェンジ開設に伴う各種支援策などの充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成19年12月21日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
衆・参両院議長

} あて